

写

政財第1127号
平成25年3月8日

蓮田市監査委員 内田 薫 様
蓮田市監査委員 中野 政廣 様

蓮田市長 中野 和 信

監査報告書の意見等への対応状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり通知いたします。

●平成23年度蓮田市定例監査兼行政監査結果報告書の意見等への対応状況について

| ページ | 項目 | 意見・要望等 | 対応の状況 | 所管課 |
|----------|-----------------------------------|---|---|-------|
| 8 ページ | 第10. むすび 1. 外部委員の選任と市民への公表について | 指定管理者制度を導入している12施設のうち、いくつかの施設の選定時において、選定委員会の構成員が市役所職員のみという事例があった。業務に精通しているという点では評価できるが、行政側の視点だけに偏りがちになることも否定できないと考える。候補者選定の透明性、公平性の観点から、外部委員を入れる等して、専門的な知識に裏付けされた意見を求めることも重要と考える。今後、外部委員について検討することを要望する。 また、これまで行ってきた施設管理業務を委託することとは異なり、指定管理者制度は、期間を定めて運営を指定管理者に任せることになるものであるから、指定管理者の選定経過や、選定結果などの状況を、市民に公表することを要望する。 | 蓮田はなみずき作業所と蓮田はすの実作業所が、平成24年度から、市の公の施設から社会福祉法人が直接運営する施設に移行したため、現在、指定管理者制度を導入している市の施設は9施設あります。指定管理者制度を導入している各施設において、「指定管理者制度導入の基本方針」に定めた適正な管理運営の確保の規定に従って、民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上、経費の節減を図るよう努めてまいりたいと考えます。 | 政策財政課 |
| 8 ページ | 第10. むすび 2. 事業者の個人情報等の取扱いについて | 指定管理者制度を導入している12施設のうち、指定管理者が、個人情報等に関するマニュアルを作成していない施設がいくつか見受けられた。万が一にも、個人情報等の漏洩がないようマニュアル等を整備し、一層の指定管理者職員の研修を行う等して、万全の体制をとることを要望する。 | 1. 外部委員の選任と市民への公表について 指定管理者制度を導入している9施設中、4施設については、選定時に外部委員を選任し、選定しました。外部委員を選任しなかった5施設については、すべて次の選定時には、透明性、公平性の観点からも外部委員を選任し、専門的な意見等をいただき選定したいと考えております。 また、平成24年度に行った老人福祉センターの指定管理者の選定結果は市ホームページに掲載し、公表しました。今後、指定管理者の募集を行う施設の選定経過や選定結果についても、統一的な基準を定めて、公表してまいります。 | |
| 8 ページ | 第10. むすび 3. 行政側のチェック体制について | 指定管理者から、条例や規則、協定書等で定められた書類の提出について、所管課のチェック体制が十分にできていない施設が見受けられた。指定管理者制度は、管理権限を持たせることによるものであるから、適正なチェック体制を整備することは、この制度を円滑に運用するための基礎的な部分を担っているものと考えられる。早急に、チェックシートを作成する等、チェック体制を強化することを要望する。 | 2. 事業者の個人情報等の取扱いについて 現在、指定管理者制度を導入しているすべての施設に個人情報等に関するマニュアルが整備されております。今後も、個人情報の取扱いについては、万全を期すよう指導・監督してまいります。 | |
| 8 ページ | 第10. むすび 4. モニタリングや実地調査について | 各施設では、利用者に対しアンケート調査や満足度調査等のモニタリングや実地調査を実施しているが、実地調査において課題や問題点に対し、最終的な措置まで記載されていない施設が見受けられた。本来、これらの目的は、「指定管理者の業務を継続的に点検し、次の管理運営に活かせるようにすること」であり、指定管理者に自己評価させ、所管課は、履行確認・改善指示・監視等を行い管理運営の改善に活かすことが必要であると考えられる。そのためには、モニタリングや実地調査のマニュアルを策定する等により、各施設が的確に運用することができるようになることを要望する。 | 3. 行政側のチェック体制について、4. モニタリングや実地調査について、5. 指定管理者に対する評価・検証について、6. 施設の公益性について、7. 意欲を高める仕組づくりについて 平成24年7月に指定管理者制度導入後の適正な管理運営確保のため、指定管理者モニタリングマニュアルを制定いたしました。このマニュアルは、指定管理者制度導入の基本方針に沿った適正な管理運営がなされているかを全庁的な取組みとして確認、検証し、評価をするための標準的な実施方法について定めております。 このマニュアルに従い、施設所管課のチェック体制を強化するとともに、サービスの履行の確認・検証、サービスの質の評価、サービスの安定性の評価等のモニタリングを実施し、施設の適正な管理やサービス内容の改善・向上を図るため、指定管理者に対する適切な指導、助言を行ってまいりたいと考えています。 | |
| 9 ページ | 第10. むすび 5. 指定管理者に対する評価・検証について | 指定管理者制度導入の目的が、施設運営にどのように活かされたか、どの点がまだ不足だったか等を、年度ごとや指定期間終了時に評価・検証することは、引き続きこの制度を採用する際や施設の管理運営に大きく関わってくる重要なものと考えられる。 現在、制度導入の指針となっている“基本方針”の中には、この最終的な評価方法について詳しい記述がないように見受けられるが、この制度の目的を達成するためにも、評価・検証システムの構築が望まれる。 | 8. 消防訓練の実施について コミュニティセンター、環境学習館、老人福祉センター、総合市民体育館については、平成24年度に利用者も参加した消防訓練を実施いたしました。3ヶ所の自転車駐車場については、今後、利用者参加の消防訓練を検討していく予定です。 | |
| 9 ページ | 第10. むすび 6. 施設の公益性について | 指定管理者は、これまでの民間施設運営で養ってきたノウハウを、施設運営に活かし、住民サービスの向上に資するものであるが、管理運営する施設は民間施設とは異なり、あくまでも公の施設であることを指定管理者は、意識しなければならない。所管課は、指定管理者の管理運営を日々注視し、適切な指導・助言をすることが必要である。 | | |
| 9 ページ | 第10. むすび 7. 意欲を高める仕組づくりについて | 施設の管理に、民間のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減等を図り、施設の設置目的を効果的・効率的に管理運営することは、指定管理者制度の目的であるが、現在の施設運営の状況は、従来の管理委託とほとんど変わっていない施設が見受けられた。 指定管理者制度本来の目的を十分に活かし、指定管理者が意欲を持って取り組める施設の管理運営ができる仕組づくりを構築するように要望する。 | | |
| 9 ページ | 第8むすび 8. 消防訓練の実施について | 指定管理者による消防訓練を休館日に実施している施設が見受けられた。職員間での連携、集中しての訓練には有効であると考えられるが、消防訓練は利用者も参加できるような実効性のある訓練を実施することが望まれる。 | | |